

ショートステイ光和指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人光和福祉会が開設するショートステイ光和（以下「事業所」という。）が行う、指定短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、個人の尊厳を保持しつつ利用者の意見を尊重した多様な福祉サービス並びに適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上のお世話及び機能訓練、栄養管理指導等を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者（以下「保健医療サービス等」という。）との連携に努めるものとする。

6 サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 サービスの利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス等との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ショートステイ光和

(2) 所在地 長野市大字三輪 1317 番地 10

(ユニット数及び利用定員)

第5条 事業所の利用定員は9人とする。ユニット数は全室個室の1ユニットとする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に置く従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長(管理者) 1人

施設長は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1人 (嘱託)

医師は、利用者の疾病又は負傷などに対して、的確な診断の基に医療行為を行う。

(3) 生活相談員 1人

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に応じ、利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施、その他適切な助言、援助を行う。

(4) 看護職員及び介護職員 3人以上 (うち、看・介護職員各 1人以上は常勤)

(利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに常勤換算方法で 1 以上)

看護職員は、利用者の態様及び心身の状況に応じた看護及び保健衛生管理を行う。

介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務やレクリエーションを行う。

(5) 機能訓練指導員 1人

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能減退防止の為の機能訓練を行う。

(6) 栄養士又は管理栄養士 1人

管理栄養士は、利用者の食事及び栄養管理を行う。

(サービスの提供方法)

第7条 サービス提供の開始に際し、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。

2 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス等を提供する者との密接な連携により、利用者が事業所を利用している間も継続的に保健医療サービス等を利用できるよう必要な援助に努めることとする。

(記録の整備)

第8条 事業所は、次の各号に掲げる記録を整備し指定された期間保管するものとする。

(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録

(2) サービスに関する記録

ア サービス計画表

イ 提供した個々のサービスに係る記録

ウ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束に関する記録

(3) 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合の保険者への通知

ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態・要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。

イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(介護職員の勤務体制)

第9条 介護職員の勤務体制は就業規則第33条によるものとする。

- 2 夜間の介護職員の勤務については、夜勤職員として併設する特別養護老人ホームのうちの1ユニットと短期入所生活介護1ユニットに、1名を配置する。

(介護体制)

第10条 サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族の在宅生活への援助を図ることを基本とし、利用者の心身の状況及び家庭環境などに応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上、特別浴槽を用いた入浴や介護浴等適切な方法により入浴を実施する。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行うこととし、入浴が困難な場合は、清拭を実施する等利用者の身体の清潔保持に努める。
- 3 排泄の介護に当たっては、利用者の心身の状況や排泄状況等を基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排泄援助について適切な方法により実施する。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者に対しては、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、利用者の排泄状況を踏まえて実施する。
- 5 前各項に定めるほか、利用者の生活面で積極性を向上させるため、離床、着替え、整理など利用者の心身の状況に応じた日常生活上のお世話を適切に行う。

(食事の提供体制)

第11条 利用者の年齢及び身体的状況、嗜好に応じ適切な栄養量及び内容の食事の提供を行い、食事時間はおおむね以下のとおりとする。

朝食 8:00～9:00

昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00

- 2 利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
- 3 病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指導を受けることとする。

(利用料等)

第12条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)又は「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食 479円 昼食 627円 夕食 618円 おやつ 126円

- 3 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

1日当たり 2,270円

- 4 理美容代・髭剃り 実費

- 5 個人的な要望に基づく特別な食事、日常生活費、教養娯楽費等(実費)

- 6 その他、事業所が提供する便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、

利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

- 7 第2項及び第3項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6又は第97の4の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第2項及び第3項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。
- 8 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 10 サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。
- 11 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。
- 12 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第13条 利用者がサービスの提供を受けるに当たり注意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用時に、事業所内で行われるサービスに関する説明を受け、十分に理解をした上でサービスを受け取るものとし、特に喫煙、飲酒は定められた場所・時間以外はこれをしないこと。
- (2) 事業所内の器具、備品の使用については、事業所従業員の指示に従うものとし、器具の破損等のないように注意し、居室内の清潔、整頓、衛生環境の保全に努めること。
- (3) 事業所における日課を守るとともに、宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、自己の利益のために他人の自由を侵すこと、けんか、口論、泥酔などで他の利用者の迷惑となるような行為は行わないこと。
- (4) 事業所内で火器を使用すること、危険物等他の利用者の迷惑となるようなものは持ち込まないこと。

（通常の送迎の実施地域）

第14条 通常の送迎の実施地域は、長野市とする。

（秘密の保持）

第15条 事業所は、個人情報に関する法令、ガイドラインを遵守し予め定めた倫理規程に基づきプライバシーの保護に努める。

- 2 事業者、及び生活相談員並びに事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に対する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないこと。
- 3 事業所は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者、その家族及び身元引受人の個人情報を用いないこと。

（苦情処理）

第16条 事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講ずる。

2 事業所は、提供するサービスに関して、保険者からの文書の提出・提示の求め、又は保険者からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。

また、保険者からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、長野県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、長野県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(虐待防止の対応)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体の拘束等)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 事業所の利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに保険者及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、発生防止策を作成し、その対応について協議する。

2 事業者は、事業所の利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償をすることとする。ただし、事業者及び事業所従業者の責に帰すべからざる事由による場合にはこの限りではない。

(緊急時等の対応)

第20条 利用者に様態の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 非常災害に際しては、消防法施行規則第3条の規定による消防計画により対処することとし、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期することとする。

(非常災害対策)

第21条 事業所は、非常災害に対する具体的計画として、「地域密着型特別養護老人ホーム光和消防計画」を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともにそれらを定期的に従業者に周知し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うため、三輪地区と「災

害における協力応援体制覚書」を交わし安全の確保に努めるものとする。

(地域との連携)

第 22 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う地域等との交流に努めるものとする。

(業務継続計画)

第 23 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために、サービスに関する適切な研修の機会を次のとおり設けるものとし、併せて業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用 1 カ月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

6 事業所に損害賠償責任が生じた場合には、事業者が加入する総合賠償保険により対処することとする。

7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、施設の管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日改正）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和3年10月1日改正)

この規程は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和5年4月1日改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月1日改正)

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日改正)

この規程は、令和7年4月1日から施行する